

令和2年度 富岡町社会体育施設使用上の注意

●施設のご利用手続きについて

- ①団体で専用使用される場合は、使用される日の3箇月前から一週間前までに社会体育施設使用許可申請書をご提出ください。(電話等での仮予約は6ヶ月前から受付可)
- ②個人で使用される場合でも専用使用をご希望の方は、使用される日の1箇月前から当日までに社会体育施設使用許可申請書をご提出ください。(電話等での仮予約は1ヶ月前から受付可)
- ③使用料の減免を受けようとする団体及び個人様は、社会体育施設減免申請書を施設使用許可申請書と一緒にご提出ください。使用料減免についての詳細は事務局にお問合せください。(TEL0240-22-2690)
- ④富岡町に住民票をお持ちの方は今年度も減免となります。
ただし、個人及び団体で専用使用される場合で、「富岡町民」であることを理由に減免申請書を提出される場合は、町民の割合が全体の3分の2以上必要ですので、必ず利用者一覧表(氏名・住所・電話番号・生年月日記載)を添付して下さるようお願いいたします。

●開館日・開館時間について

- ・月曜日～日曜日まで開館します。(祝日及び国民の休日を除く)
- ・午前9時～午後5時まで開館します。
※夜間営業日(水曜日と金曜日)は、午後9時まで開館します。
- ・開館時間は、準備・後片付けも含めた時間となります。
団体で専用使用される場合で、開館時間外にご使用される場合はご相談ください。
- ・年末年始(12月29日～1月3日まで)及び祝日及び国民の休日は閉館となります。

●ご利用可能な施設について

現在、ご利用可能な施設は次のとおりとなります。

- ①総合体育館
- ②武道館
- ③ふれあいドーム
- ④野球場
- ⑤テニスコート
- ⑥多目的広場
- ⑦サブグラウンド
- ⑧グラウンド・ゴルフ場
- ⑨ふれあい広場
- ⑩児童公園
- ⑪総合運動場

●施設ご利用料金について

別紙 施設使用料金一覧表をご参照ください。

※施設の使用をキャンセルする場合は速やかにご連絡ください。

キャンセル料が発生する場合は下記のとおりです。

- ・1ヵ月前までにキャンセルの連絡をしたとき：2割相当額

- ・7日前までにキャンセルの連絡をしたとき：5割相当額
 - ・6日前から当日までにキャンセルの連絡をしたとき：全額
- なお、暴風等の自然災害や伝染病発生等のためにキャンセルされる場合は、キャンセル料は発生いたしません。

●施設ご利用上の注意

①禁止事項

- ・施設内は火気厳禁です。(許可なく暖房器具等を持ち込まないでください。)
- ・施設内は禁煙です。また、屋外でもタバコを吸う場合には指定の場所で喫煙してください。
- ・体育館内は土足厳禁です。上履きは各自ご持参ください。また、下足袋は各自ご持参いただくか、主催者側で用意をお願いします。
- ・ぬれた傘を施設内に持ち込まないようにしてください。正面玄関の傘立てを利用するか、主催者側で傘用ビニール袋などの用意をお願いします。
- ・申請時間外の搬入・準備及び搬出・撤収はお断りいたします。
- ・予め使用許可を得た場所以外には、無断で立ち入らないでください。
- ・不審者の侵入などが考えられますので、許可なく非常口や出入口の開閉を行わないでください。
- ・体育館アリーナ床に使用する粘着テープは、指定のテープ(床養生テープ・ラインテープ)をご使用ください。紙・布・ビニルテープは使用禁止です。
- ・許可なく施設の壁や柱などにポスター・チラシ等の貼付、釘うち、画鋲どめをしないでください。
- ・許可なく敷地及び施設内で広告物等の掲示や配布、看板・立て札等を設置しないでください。
- ・許可なく敷地及び施設内での物品の販売や宣伝、募金活動はできません。
- ・施設内では、酒類の飲用は禁止です。
- ・原則として競技場内で飲食はできません。但し、水分補給のためにスポーツドリンク等を飲むことは可能です。飲食はロビー及び観客席にて行ってください。
- ・許可なく施設の電源を使用しないでください。コンセントの個人的な使用(携帯やビデオカメラのバッテリーの充電等)は禁止です。
- ・ペットを同伴してのご利用はお断りいたします。

②事故防止

- ・お子様を連れて施設を利用される場合、けが・事故が起きないように目を離さないようにしてください。
- ・ステージは原則、関係者以外立ち入り禁止です。使用する場合は十分な注意をお願いします。
- ・器具庫の中には色々な器具があり、大変危険なので遊ばないでください。
- ・器具・備品の取り扱いには十分注意してください。
- ・落下の恐れがありますので、窓から身を乗り出したり階段や観客席で遊んだりしないでください。
- ・衝突の恐れがありますので、廊下ではダッシュに類する準備運動を行わないでください。
- ・ドアに手指を挟み込まないようご注意ください。また、ドアを勢いよく開閉しないでください。
- ・施設が破損する恐れがありますので、許可を得た以外の種目を行ったり、天井・窓ガラス・廊下の壁等にボールをぶついたり、フェンスに登ったりしないでください。
- ・駐車場で遊ばないでください。
- ・施設の外周は許可を得た場所以外立ち入らないでください。

③災害時非常時の対応

- ・地震や火災等災害の発生時に備え、ご利用前に必ず非常灯・避難経路の周知徹底をお願いします。
- ・非常時には、避難誘導にご協力いただきますようお願いいたします。

- ・AED(自動体外式除細動器)は、各施設及び体育館事務室横に設置してあります。

④現状復帰

- ・ご利用の際に移動や使用した器具や備品は必ず元の位置に戻し、整理整頓してください。また、使用した施設は清掃を行ってから利用を終了してください。
※利用終了後は、必ずスタッフの確認を受けてください。
- ・利用時に発生したゴミは、主催者でお持ち帰りください。特に仕出し弁当の空き容器については、必ず業者にその日の内に引き取りに来ていただくよう手配してください。
- ・許可を受けた時間内に後片付けを終了してください。
- ・忘れ物がないか、お帰りの際は身の回りをよくご確認ください。

⑤損害賠償等

- ・天災等不測の事態により主催者・参加者・来客等に事故が生じた場合、その責任は一切負いかねますのでご了承ください。
- ・停電や故障等不測の事態により施設の利用が出来なくなった場合、その責任は一切負いかねますのでご了承ください。
- ・ご利用中のケガや事故について、当施設の保険の適用はございません。万一に備えスポーツ保険等にご加入されることをお勧めいたします。
- ・敷地内における盗難に関しては一切責任を負いかねますので、各人で管理を徹底してください。
- ・当駐車場における一切の事故につきましては責任を負いかねますので、ご了承ください。
- ・施設もしくは備品を破損や紛失した際は、速やかにスタッフに報告を行ってください。また、原状復帰が原則となっており損害相当額を賠償していただく場合がありますので、使用する方は責任を持って管理してください。

⑥その他

- ・公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれのある方や、上記の注意事項を守っていただけない方の立ち入りはお断りいたします。
- ・施設の管理上必要がある場合、当該許可に係る使用場所にスタッフが立ち入ることがありますので、ご了承ください。
- ・その他、利用に際して不明な点についてはスタッフに確認してください。

以上のことにつきまして、ご理解とご協力をお願いします。

【問合せ先】

公益社団法人富岡町さくら文化・スポーツ振興公社
〒979-1111 福島県双葉郡富岡町小浜481番地
TEL:0240-22-2690 FAX:0240-22-6778